

（第1面）

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書 令和 5 年 6 月 日	
（提出先） 川越市長 殿	
報告者 住 所 埼玉県川越市富士見町22番1 氏 名 世紀東急工業株式会社 埼玉西営業所 所 長 北野 和幸 （電話番号 049-227-7681 ）	
令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。	
事業場の名称	世紀東急工業株式会社 埼玉西営業所
事業場の所在地	川越市富士見町22番1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業（土木・舗装工事業）
② 事業の規模	2,657百万円(令和4年度完成工事高)
③ 従業員数	24人(令和5年4月1日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙②		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	アスコンがら
	排出量	267.9 t
	コンクリートがら	33 t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>建設業は請負業のため、殆どの工事は発注者の設計書(要望)に基づき施工している。故に計画の段階までは発注者の仕様(意向)となっている。しかしながら施工計画の作成にあたり、発注者と協議を行い、排出抑制の提案等を行っている。</p>		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	アスコンがら
	排出量	40 t
	混合(管理型含む)	10 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>施工計画作成時において、発生を抑制する施工方法や再生品として利用可能な施工方法を検討し、発注者への提案を行っている。今後、より細かな検討を実施するとともに、担当者の取組を事業所全体の課題として認識を持つこととしている。</p> <p>※6/1現在、市内手持ち工事なし。</p>		
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>当社は舗装工事が大半であり、廃棄物の種類は限られるが、再生の観点から現場搬出時に分別を行っている。少量の排出物は種類ごとにボックスを準備している。</p>	
② 計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>排出物の種類ごとの細分化を図る。</p>	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別紙②	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
② 現状	【前年度（令和4年度）実績】
	産業廃棄物の種類 木くず
	排出量 6.28 t t
	(これまでに実施した取組) 建設業は請負業のため、殆どの工事は発注者の設計書(要望)に基づき施工している。故に計画の段階までは発注者の仕様(意向)となっている。しかしながら施工計画の作成にあたり、発注者と協議を行い、排出抑制の提案等を行っている。
② 計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 木くず
	排出量 0 t t
	(今後実施する予定の取組) 施工計画作成時において、発生を抑制する施工方法や再生品として利用可能な施工方法を検討し、発注者への提案を行っている。今後、より細かな検討を実施するとともに、担当者の取組を事業所全体の課題として認識を持つこととしている。 ※6/1現在、市内手持ち工事なし。
産業廃棄物の分別に関する事項	
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	混合
	排 出 量	4.3 t	35.5 t
	(これまでに実施した取組) 建設業は請負業のため、殆どの工事は発注者の設計書に基づき施工している。故に計画の段階までは、発注者の仕様となっている。しかしながら施工計画の作成にあたり、発注者と協議を行い、排出抑制の提案等を行っている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	混合
	排 出 量	0 t	12 t
	(今後実施する予定の取組) 施工計画作成段階において、発生を抑制する施工方法や再生品として利用可能な施工方法を検討し、発注者への提案を行っている。施工に先立ち検討会を実施し、担当者の取組を事業所全体の課題として認識を持つこととしている。 ※目標は6月現在埼玉県内手持ち工事計画排出量		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	② (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコンがら	コンクリートがら
	全処理委託量	267.9 t	33 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用者への処理委託量	267.9 t	33 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) アスコンがら・コンクリートがらが大半を占めており、当社または他社の中間処理場へ搬入し、中間処理を行っている。後、再生品として加熱アスファルト混合物としている。 他、確実に許可業者への処理委託を行っている。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコンがら	コンクリートがら
	全処理委託量	40 t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	40 t	10 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>当社現場排出部のうち、アスコンがら・コンクリートがらは、100%再生品として再利用する。</p> <p>他、引き続き確実に許可業者への処理委託を行う。</p> <p>※6月現在、市内手持ち工事なし。</p>			
※事務処理欄			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
② 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	6.28 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	6.28 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 当社あるいは他社の中間処理場へ搬入し、中間処分を行っている。後、再生品となる。 中間破碎後、最終チップとして再生利用する。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>木くずは、100%再生品とする。 中間破碎後、最終チップとして再生利用としている。</p>		
※事務処理欄			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	混合
	全処理委託量	4.3 t	35.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	4.3 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理場へ搬入し、適切に中間処分を行っている。 汚泥については脱水のうえ改良土として再生利用している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	混合
	全処理委託量	0 t	5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥については脱水のうえ改良土として再生利用する。また、法令に則り許可業者へ確実に処理委託を行う。</p> <p>※目標は6月現在埼玉県内手持ち工事計画排出量</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。